

評議員及び役員の報酬等に関する規定

第1条(目的)

この規定は、公益財団法人碧海育英会定款第15条及び第27条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(報酬)

評議員及び役員が、この法人の評議員会又は理事会に出席したときは、報酬を支給する。

2. 前項の報酬額は、1日につき10,000円とする。

第3条(支給方法)

報酬は評議員会又は理事会に出席する都度、現金により支給する。ただし、法令に基づき当該金額から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、役員及び評議員が報酬の全部を本人名義の金融機関口座へ振込むことを申し出た場合には、その方法により支払うことができる。

第4条(改廃)

この規定の改廃は、評議員会の決議により行う。

第5条(補則)

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。